

障害者控除対象者認定基準

区分	障がいの程度	認定基準	参考事項
障害者	知的障がい者 (軽度・中度) に準ずる者	知的障がい者の障がい程度の判定基準（重度以外）と同程度の障がいの程度であること。	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準 ランクⅡ
	身体障がい者 (3級～6級) に準ずる者	身体障がい者の障がいの程度の等級表（3級～6級）と同程度の障がいの程度であること。	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準 ランクA
特別障害者	知的障がい者(重度)等に準ずる者	知的障がい者の障がいの程度の判定基準（重度）と同程度の障がいの程度であること又は精神上的の障がいにより事理を弁識する能力を欠く常況にある者と同程度の障害であること。	認知症高齢者の日常生活自立度判定基準 ランクⅢ・Ⅳ・M
	身体障がい者 (1級、2級) に準ずる者	身体障がい者の障がいの程度の等級表（1級、2級）と同程度の障がいの程度であること。	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準 ランクB・C
	寝たきり高齢者	常に就床を要し、複雑な介護を要する状態であること（6か月程度以上臥床し、食事、排泄等の日常生活に支障のある状態）。	障害高齢者の日常生活自立度（寝たきり度）判定基準 ランクB・C